

福島県の医療機関等における **看護力向上支援事業** (予定)

1 目的

医療機関等のニーズに応じた認定看護師を定期的に派遣し、知識・技術の提供や研修等を実践することにより、看護実践能力を高める。

2 主催

福島県

3 事業実施者

公益社団法人福島県看護協会

4 対象

県内の200床未満の病院、単科の精神科病院、診療所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設

5 申込期間

令和8年4月1日(水)から4月10日(金)まで

6 申込方法

福島県看護協会ホームページから申し込む

福島県看護協会ホームページTOP > 目的別メニュー > 看護力向上支援事業 > 令和8年度医療機関等における看護力向上支援事業 参加申し込みについて



■対象となる医療機関等は、自施設で改善したい課題を明確にする。

■対象となる医療機関等は、「参加申し込み」フォームに、希望する分野と希望の理由を入力し申し込む。

7 実施期間(予定)

■方策検討会:令和8年6月2日(火)

■訪問期間及び回数:令和8年6月から11月上旬まで(各医療機関等5回、1日3時間～5時間程度)

■事業報告会:令和8年12月4日(金)

8 内容

派遣可能な認定看護分野

救急看護、皮膚・排泄ケア、感染管理、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、慢性心不全看護、がん化学療法看護、透析看護、慢性呼吸器疾患看護、糖尿病看護、がん薬物療法看護、クリティカルケア、呼吸器疾患看護、小児プライマリケア、在宅ケア、心不全看護、腎不全看護、脳卒中看護、精神科看護*

※本事業においては、日本看護協会が定める「認定看護師」と、日本精神科看護協会が定める「精神科認定看護師」について、一律「認定看護師」の名称を使用いたします。

9 実施方法

- ①看護協会は、事業に参加する医療機関等と担当する認定看護師を決定する。
- ②事業に参加する医療機関等は、自施設で学びたい研修内容等を提出する。
- ③看護協会は、医療機関等が学びたい内容を認定看護師に通知し、実践内容等を調整する。
- ④方策検討会において、医療機関等と認定看護師は、活動日程や実践内容を双方で共有・相談する。
- ⑤6月から11月上旬までの期間、演習や研修などを実施する。

10 費用について

無料 ただし、資料の印刷(コピー)代はご負担ください。

11 その他

申し込みが多数の場合、または認定看護師との調整ができない場合は、ご要望に応えられないこともありますことをご了承ください。